

家庭保育への協力のお願い

政府による「緊急事態宣言」(令和2年4月7日から令和2年5月6日まで)が出されたことを受け、大阪府知事より、「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」の要請が、4月14日からは「施設の使用制限」として、遊興施設や劇場、集会・展示施設、運動・遊戯施設、一定規模以上の博物館、商業施設等への休止要請がありました。

こうした中、保育施設については、医療に従事されている方や、警察・消防、介護、保育等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方など、どうしても保育が必要な方がいらっしゃることから、休止を要請せず、引き続き開所していただいております。

現在、保育施設では、保育士の方をはじめとする職員の皆さまが、通常とは異なる状況のもと、たいへんなご負担の中で、保育を続けていただいております。

本市においても、保護者の方に緊急事態措置の発令中の大阪市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業の登園について、感染防止の観点から可能な限り登園を控えていただくようお願いします。

令和2年4月17日
大阪市子ども青少年局

令和2年5月4日に緊急事態宣言の期間が延長(令和2年5月31日まで)されたことを受け、保育施設等の対応にかかる取り扱いも令和2年5月31日まで延長します。

令和2年5月7日
大阪市子ども青少年局

企業の方々へのお願い

上記のとおり、大阪市からの要請を受け、本園においても保護者の方々へ登園を控えていただくようお願いしております。つきましては、企業の方々は、保育所・認定こども園・地域型保育事業に通うお子さんがいらっしゃる職員・従業員の方に、在宅勤務や休暇に最大限配慮いただきますようお願いいたします。何卒ご理解ください。

令和2年 月 日

施設所在地

施設名

施設長

印